

新型コロナウイルス感染症防止対策に関する説明会（テレビ会議）

日時 令和2年5月13日（水）14:00～15:00

※防災情報通信システム・テレビ会議システムによる開催

1 あいさつ

2 説明

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく障害児通所支援事業所に対する施設の休業要請について

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る財政支援について

(3) 「緊急事態」総合対策における「社会福祉施設の感染症予防対策の徹底」について

3 質疑応答

【配布資料】

- | | |
|-------|--|
| 資料1-1 | 令和2年5月5日付け障第250号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（障害児通所支援事業所）の使用制限等の期間延長について」（事業所宛） |
| 資料1-2 | 令和2年5月5日付け障第250号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（障害児通所支援事業所）の使用制限等の期間延長について」（市町村宛） |
| 資料1-3 | 令和2年5月5日付け障第250号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（障害児通所支援事業所）の使用制限等の期間延長について」（相談支援事業所宛） |
| 資料1-4 | 令和2年4月24日付け障第189号「新型コロナウイルス感染拡大防止のための障害児通所支援事業所の使用制限等の期間延長について」（事業所宛） |
| 資料1-5 | 「放課後等デイサービス」休業状況調査【第4回目】（R2.5.8時点） |
| 資料1-6 | 「児童発達支援」休業状況調査【第4回目】（R2.5.8時点） |
| 資料2-1 | 放課後等デイサービス等に関する支援 |
| 資料2-2 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る障がい者の在宅生活に関する支援 |
| 資料2-3 | 新型コロナウイルス感染症対策（市町村に対する補助）交付スケジュール（想定） |
| 資料3 | 新型コロナウイルス感染症「緊急事態」総合対策第二版〈抜粋〉 |

障第 250 号
令和 2 年 5 月 5 日

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者 様
(岐阜市所管の施設等を含む。)

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（障害児通所支援事業所）の
使用制限等の期間延長について

令和 2 年 5 月 4 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」とい
う。）第 32 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項第 1 号に掲げる新型インフルエンザ
等緊急事態措置を実施すべき期間が 5 月 31 日まで延長することとされました。

また、同条第 6 項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処
方針」が変更されましたが、岐阜県は、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を
進めていく必要がある「特定警戒都道府県」に引き続き位置付けられることとなりま
した。

これを受け、県内の障害児通所支援事業所に対する特措法第 24 条第 9 項に基づく施
設の休業要請についても、要請期間を 5 月 31 日（日）まで延長することとしましたの
で、各障害児通所支援事業所におかれましては、下記により引続きご対応いただきま
すようお願いいたします。

記

1 要請内容等

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための障害児通所支援事業所の使用制限等の
期間延長について」（令和 2 年 4 月 24 日付け障第 189 号岐阜県健康福祉部長通知）
にて、県から障害児通所支援事業所に対して要請している内容によります。

2 参考資料

- ・「県民の皆さまへ ～緊急事態宣言の延長に際して～」（令和 2 年 5 月 5 日岐阜
県知事 古田 肇）
- ・「新型コロナウイルス感染症「緊急事態」総合対策 第二版」（令和 2 年 5 月 5 日
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部）

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	山 中・岩 垣
電 話	058-272-1111 内 2615・2616		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		

障第 250 号
令和 2 年 5 月 5 日

各市町村長 様
(障害福祉所管課)

岐阜県健康福祉部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（障害児通所支援事業所）の
使用制限等の期間延長について

このことについて、別添のとおり各障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所あて通知しましたので、ご承知願います。

については、各市町村におかれましては、児童の保護者に対して、家にいることが可能な場合は通所によるサービス利用を控えていただくよう必要に応じて要請いただくようお願いいたします。

また、休業期間の長期化に伴い、障害児相談支援事業所や基幹相談支援センターとも連携いただき、障がい児の各家庭での状況把握や保護者のニーズを再度確認いただくなど、各事業所のサービス提供の調整等について引き続きご配慮をお願いいたします。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	山 中・岩 垣
電 話	058-272-1111 内 2615・2616		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		

障第 250 号
令和 2 年 5 月 5 日

指定障害児相談支援事業所運営法人代表者様

岐阜県健康福祉部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（障害児通所支援事業所）の
使用制限等の期間延長について

このことについて、別添のとおり各障害児通所支援事業所あて通知しましたので、
お知らせします。

なお、各指定障害児相談支援事業所におかれましては、休業期間の長期化を踏ま
え、関係市町村及び各障害児通所支援事業所と連携いただき、障がい児の各家庭で
の状況把握や保護者のニーズを再度確認いただくなど、サービス提供に係る調整等
についてご配慮をお願いいたします。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	山 中・岩 垣
電 話	058-272-1111 内 2615・2616		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		

障第 189 号
令和 2 年 4 月 24 日

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者 様
(岐阜市所管の施設等を含む。)

岐阜県健康福祉部長

新型コロナウイルス感染拡大防止のための障害児通所支援事業所の
使用制限等の期間延長について

現在、県内の障害児通所支援事業所に対しましては、県から「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（障害児通所支援事業所）の使用制限等の協力要請等について」（令和 2 年 4 月 17 日付け障第 163 号岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長通知）により、令和 2 年 4 月 18 日（土）から 5 月 6 日（水）まで休業を要請しているところです。

これに関して、新型コロナウイルス感染症の発生状況に鑑み、休業の協力要請期間を 5 月 31 日（日）までに延長しますので、各障害児通所支援事業所におかれましては、下記によりご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 放課後等デイサービス事業所について

(1) 臨時休業の要請期間について

感染拡大防止のため、令和 2 年 5 月 31 日（日）までの臨時休業を要請します。

(2) 臨時休業の対象範囲について

ただし（1）の場合においても、医療従事者、警察、消防など社会の機能を維持するために就業を継続していただくことが必要な方や、ひとり親家庭をはじめ、仕事を休むことが困難な方々の児童に対しては、療育の場の確保が必要であることから、こうした方々に対しては、継続して受入れの体制を取っていただくようお願いいたします。

(3) 保護者が家にいることが可能な家庭に係る対応について

家にいることが可能な保護者に対しては、市町村の要請に基づき、児童の事業所内におけるサービス利用を控えていただくよう要請することをお願いいたします。

ただし、この場合においても、サービスが必要な方に支援が継続して提供されるよう、市町村及び事業所におかれては、（4）の代替サービス確保について十分な検討をお願いいたします。

(4) 代替サービスの確保について

- ・ (3) の場合に、家庭において障害福祉サービス等の提供が引続き必要となる利用者に対して支援が継続的に提供されるよう、事業所におかれては市町村、相談支援事業所等と連携し、次に示す、事業所による児童通所支援に係るサービスの適切な代替サービスの提供について検討を行い、サービス提供を確保してください。
- ・ 事業所への通所サービスを臨時休業し、代替サービスとして、電話や訪問などにより、放課後等デイサービス事業所が児童の健康管理や相談支援等を行うことは、家庭の孤立化防止や、支援が必要な状況になった際の適切な介入のきっかけとなることから重要です。また、家庭にとどまることで児童や保護者にかかることが想定されるストレスの緩和や、当該児童の円滑な通所再開のためにも、事業所と保護者、児童がコミュニケーションを継続することが望ましいと考えます。
具体的には、児童とその保護者が安心して自宅にとどまっていただけよう、保護者の理解を得つつ、以下の例を参考に、個々の状況に応じた支援を実施願います。
<具体的なサービス内容の例>
 - 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
 - 児童の健康管理
 - 普段の通所では出来ない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
 - 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート
- ・ これら支援を実施したときの報酬等の取り扱いについては、基本報酬に学校休業日単価を用いるほか、「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて（4月13日版）」（令和2年4月13日付け厚生労働省事務連絡）等を参照願います。
- ・ また、このような代替サービスの提供を行ってもなお、利用者や保護者のストレスが高く緊急性が高い等と判断される場合には、人数、時間等を限定して事業所において支援を実施するなどの対応を、市町村及び事業所において検討願います。

2 児童への支援について

児童への支援に当たっては、「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」（令和2年3月19日付け厚生労働省事務連絡）「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日付け厚生労働省事務連絡）、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年3月6日付け厚生労働省事務連絡）、「社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起の周知について」（令和2年3月25日付け厚生労働省事務連絡）等を踏まえ、引き続き感染拡大防止に努めていただくようお願いいたします。

3 利用者等への丁寧な説明について

放課後等デイサービス事業所においては、市町村や相談支援事業所（※）、保健所等と連携し、利用者に対して臨時休業の状況や代替サービス確保等について丁寧な説明を行っていただきますようお願いします。

（※）利用者を担当する指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所（セルフプランにより支給決定を行った利用者においては、市町村若しくは基幹相談支援センター等）

4 臨時休業を行わず事業継続する場合の留意点について

事業継続する場合の事業所運営における影響については、以下の取扱い等に留意願います。

（1）人員基準等の臨時的な取扱い

事業所においては、利用者等の意向を確認した上で、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」（令和2年4月9日付厚生労働省事務連絡）のとおり、できる限りの支援を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能です。

その際、事業所職員について適切な労務管理等を行うことを前提とするとともに個人情報管理にも留意し、在宅勤務を行うことも可能です。

（2）障害福祉サービス等報酬について

学校の臨時休業の5月31日（日）までの延長に関して、当該臨時休業日に放課後等デイサービスの支援を提供した場合には、休業日扱いで基本報酬を算定することが可能です。

5 代替サービスの提供等に係る支援について

今回の臨時休業に伴う、県の財政支援については、別途お示しします。

6 児童発達支援事業所について

児童発達支援事業所におきましても、上記1～5でお示しした放課後等デイサービス事業所の取扱いについて、同様にご対応願います。

7 特記事項

今回の休業要請の期間延長については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくものではありません。

<添付資料>

- ・岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議（第11回）関連資料

<関連通知>

- ・新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて（4月13日版）（令和2年4月13日付け厚生労働省事務連絡）
- ・社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年3月19日付け厚生労働省事務連絡）
- ・社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日付け厚生労働省事務連絡）
- ・社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和2年3月6日付け厚生労働省事務連絡）
- ・社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起の周知について（令和2年3月25日付け厚生労働省事務連絡）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）（令和2年4月9日付け厚生労働省事務連絡）

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	山 中・岩 垣
電 話	058-272-1111 内 2615・2616		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		

「放課後等デイサービス」休業状況調査【第4回目】(R2.5.8時点)

- 特措法に基づき「放課後等デイサービス」へ要請している休業について、R2.5.8時点の状況は以下のとおり。

※242事業所(岐阜市含む。R2.5.1現在)について、165事業所から回答(回答率68.2%)。

(1) 4月9日時点の状況

区分	開所	休業
事業所数 (割合)	152事業所 (92.1%)	13事業所 (7.9%)

(2) 5月8日時点の状況

区分	開所	休業(県要請)	休業(その他)
事業所数 (割合)	147事業所 (89.1%)	17事業所 (10.3%)	1事業所 (0.6%)

(3) 今後の休業予定について

区分	休業を予定
事業所数 (割合)	2事業所 (1.2%)

(4) 児童の受入れ状況

区分	4/9時点	5/8時点	
		通所サービス	代替サービス
人数 (対4/9比)	1070人	704人 (65.8%)	609人 (56.9%)

(5) 代替サービスの提供状況(回答数:161事業所)

区分	実施なし	実施中(131事業所)※			今後提供
		居宅訪問	電話	その他	
事業所数 (割合)	22事業所	48事業所 (36.6%)	101事業所 (77.1%)	29事業所 (22.1%)	8事業所

※実施方法は、複数選択あり。

「児童発達支援」休業状況調査【第4回目】(R2.5.8時点)

- 特措法に基づき「児童発達支援」へ要請している休業について、R2.5.8時点の状況は以下のとおり。

※129事業所（岐阜市含む。医療型3事業所含む。R2.5.1現在）について、74事業所から回答（回答率57.4%）。

(1) 4月9日時点の状況

区分	開所	休業
事業所数 (割合)	64事業所 (86.5%)	10事業所 (13.5%)

(2) 5月8日時点の状況

区分	開所	休業（県要請）	休業（その他）
事業所数 (割合)	61事業所 (82.4%)	12事業所 (16.2%)	1事業所 (1.4%)

(3) 今後の休業予定について

区分	休業を予定
事業所数 (割合)	2事業所 (2.7%)

(4) 児童の受入れ状況

区分	4/9時点	5/8時点	
		通所サービス	代替サービス
人数 (対4/9比)	337人	64人 (19.0%)	291人 (86.4%)

(5) 代替サービスの提供状況（回答数：71事業所）

区分	実施なし	実施中（58事業所）※			今後提供
		居宅訪問	電話	その他	
事業所数 (割合)	11事業所	12事業所 (20.7%)	47事業所 (81.0%)	15事業所 (25.9%)	2事業所

※実施方法は、複数選択あり。

放課後等デイサービス等に関する支援

資料 2-1

市町村への補助

1 放課後等デイサービス支援事業（県単）

対象：4月6日～10日

予算額 1千万円

特別支援学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用の増が見込まれることから、追加的に生じたサービス分に係る市町村負担及び利用者負担の部分について補助を行う。〔負担割合：県10/10〕

2 放課後等デイサービス支援事業（国補）

予算額 4千3百万円

（1）学校の臨時休業により追加的に生じた利用者負担の補助に係る経費

特別支援学校等が臨時休業期間中に伴い、放課後等デイサービスの利用の増が見込まれることから、追加的に生じたサービス分に係る利用者負担の部分について補助を行う。〔負担割合：国1/2・県1/4・市町村1/4〕

（2）代替サービスの提供に係る利用者負担の補助に係る経費

特別支援学校等の臨時休業期間中に、放課後等デイサービス事業所が電話等の方法により児童の健康管理等を行った場合に算定される報酬に係る利用者負担の部分について補助を行う。〔負担割合：国1/2・県1/4・市町村1/4〕

（3）居宅レスパイトの提供に係る経費

放課後等デイサービス事業所の休業等により、保護者と障がい児が長時間居宅で過ごす必要が生じた世帯に対し、放課後等デイサービス職員等が居宅訪問して保護者のレスパイトを行う事業に対して補助を行う。〔負担割合：国1/2・市町村1/2〕

3 障害児通所支援事業所継続支援事業（県単）

対象：4月11日～5月31日（予定）

予算額 2億4千万円

県が休業を要請した放課後デイサービス及び児童発達支援事業所が事業再開後にサービス提供を継続できるよう、休業により利用しなかった児童に係る基本報酬相当額の補助を行う。〔負担割合：県10/10（市町村負担部分を除く）〕

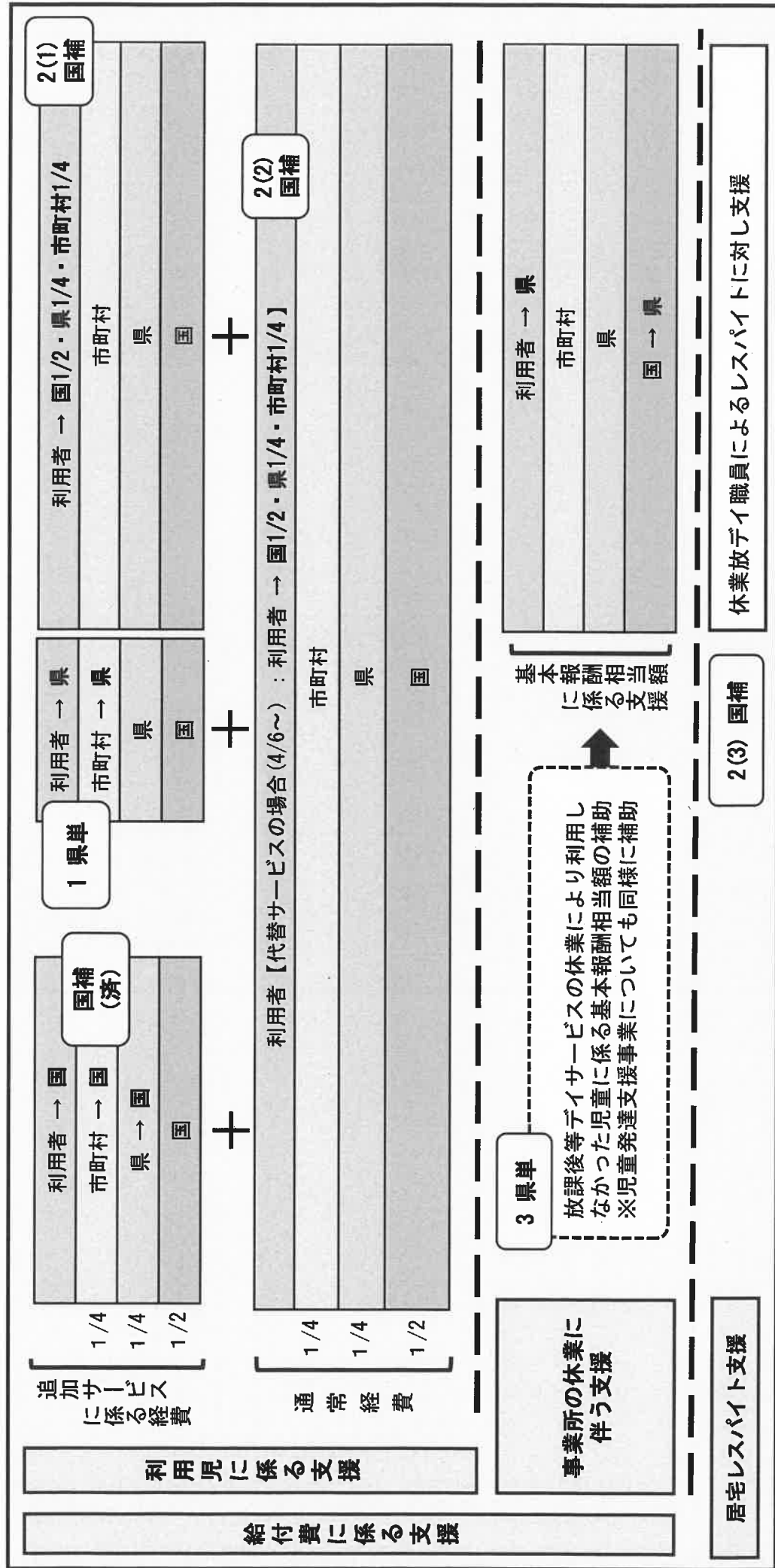
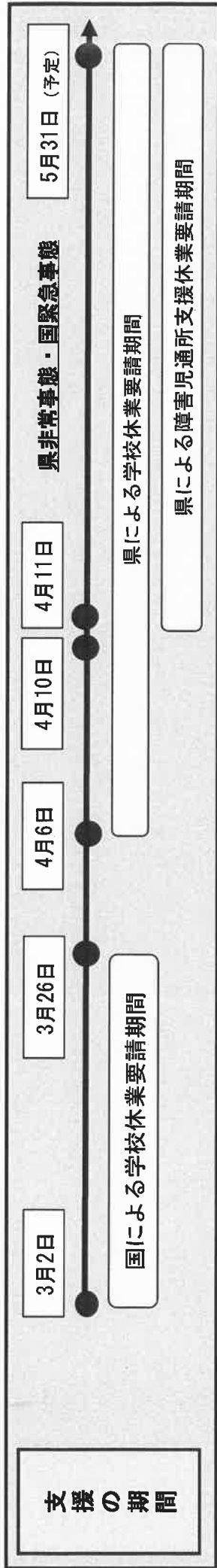
事業所への補助

障害福祉サービス確保支援事業（国補）

予算額 5千2百万円

県から休業要請を受けた放課後等デイサービス及び児童発達支援事業所において、障がい児等の日常生活を支えるため、利用児の居宅を訪問する等の代替サービスを提供した場合に必要となるかかりまじ経費を補助する。〔負担割合：国2/3、県1/3〕

放課後等デイサービス等に関する支援（市町村への補助に係る時系列整理）



放課後等デイサービス支援事業費補助金（県単）

- 本県における特別支援学校等の一斉臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用の増が見込まれることから、追加的に生じたサービス分に係る利用者負担及び市町村負担の部分について市町村が負担する場合には、その全額を県が補助する。
- 対象の期間は、学校の休業開始日の4月6日から、放課後等デイサービスに休業要請を行った4月10日までの5日間。

学校休業に伴う追加サービス分

- ①新規利用児
- ②既存利用児の利用増
- ③休日単価の適用
- ④開所前延長加算の算定

通常分

利用者負担
市町村負担
県負担
国負担

市町村 1 / 4
 県 1 / 4
 国 1 / 2

+

利用者負担 → 国負担
市町村負担 → 国負担
県負担 → 国負担
国負担

文科省要請による学校休業
 (全国一斉)に伴う補助
 【3/2~3/26】



利用者負担 → 県負担
市町村負担 → 県負担
県負担
国負担

当事業による市町村への補助
 (市町村実質負担なし)

本県における学校の
 一斉休業に伴う補助
 【4/6~4/10】

放課後等デイサービス支援事業費補助金（国補）

- 特別支援学校等の休業に伴い、追加的に生じたサービス分及び電話等の方法により児童の健康管理等を行ったサービス分（代替サービス分）に係る利用者負担の部分を市町村が負担する場合に補助を行う。（県3/4（国2/3）、市町村1/4）
- 放課後等デイサービス事業所の休業等により、保護者と障がい児が長時間居宅で過ごす必要が生じた世帯に対し、放課後等デイサービス職員等が居宅を訪問して保護者のレスパイトを行う事業を市町村が行う場合に補助を行う。（県1/2（全額国庫）、市町村1/2）

（国緊急経済対策資料より）

学校休業に伴う追加サービス分

- ①新規利用児
- ②既存利用児の利用増
- ③休日単価の適用
- ④開所前延長加算の算定

【代替サービスを行った場合】
国1/2・県1/4・市町村1/4

通常分

利用者負担	市町村負担	県負担	国負担
市町村 1 / 4		県 1 / 4	国 1 / 2



利用者負担 → 国負担	市町村負担 → 国負担	県負担 → 国負担	国負担
----------------	----------------	--------------	-----



利用者負担 → 県負担	市町村負担 → 県負担	県負担	国負担
----------------	----------------	-----	-----



利用者負担 → 国1/2・県1/4・市町村1/4	市町村負担	県負担	国負担
-----------------------------	-------	-----	-----

文科省要請による学校休業に伴う補助
【3/2～3/26】

本県学校休業に伴う補助
【4/6～4/10】

放課後等デイサービス休業要請後における補助
【4/11～5/31（予定）】

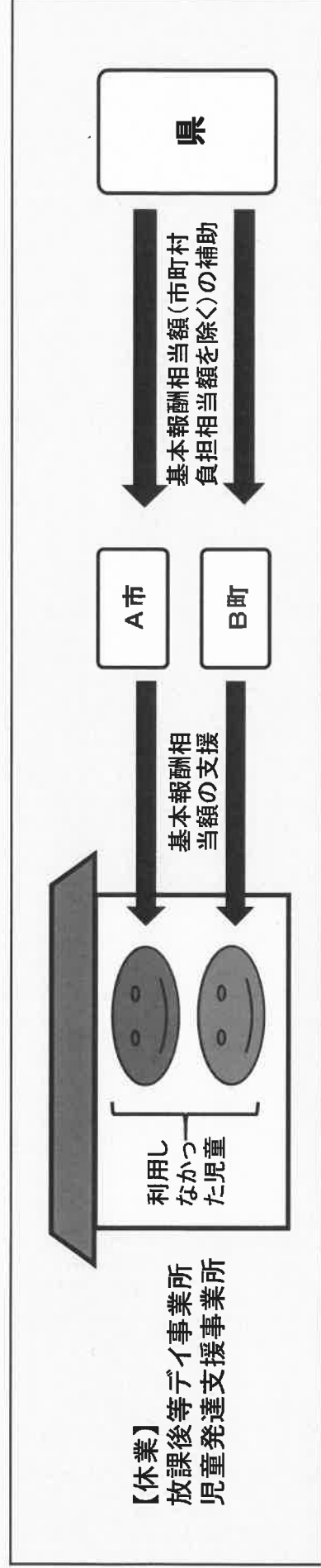
障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金（県単）

概用

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために行った県からの要請により放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援事業所が休業した場合において、当該事業所の利用児が事業所の事業再開後（休業明け）もサービスを継続利用することができるようにするために、当該事業所への支援が必要。
- 児童の支給決定市町村において、事業所の休業により当該児が利用しなかった日に係る報酬（基本分）相当額の負担が行われた場合に、その経費に対し補助を行う。

事業内容

- 【実施主体】 市町村
- 【補助対象】 放課後等デイサービス又は児童発達支援事業所の休業（一部休業を含む）に伴い、サービスを利用しなかった児童の当該日に係る報酬（基本分）相当額を市町村が負担した場合の経費
- 【補助率】 国・地方負担相当部分 県 3 / 4 市町村 1 / 4
利用者負担相当部分 県 10 / 10



事業所への補助

障害福祉サービス確保支援事業費補助金（国補）

休業要請を受けた通所事業所の代替サービス提供の支援

- 【概要】 休業要請を受けた障がい児の通所事業所（放課後等デイサービス、児童発達支援）において、障がい児やその家族の日常生活を支えるため、利用者の居宅を訪問する等の代替サービスの提供した場合に必要な経費を補助
- 【実施主体】 障害児通所支援事業所（放課後等デイサービス、児童発達支援）
- 【補助率】 国2／3、県1／3
- 【補助対象】 家庭において障害福祉サービスの提供が引き続き必要となる利用者に対して、居宅訪問サービス等の代替サービスを行う際に要する経費
＜例＞：通所サービス事業所が居宅を訪問するために必要な交通費やリース料
通所サービス事業所が居宅を訪問するために必要な衛生用品等の購入費 等

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る障がい者の在宅生活に関する支援 ＜在宅障がい者支援事業費補助金（国補）＞

（国緊急経済対策資料より）

I 地域活動支援センター及び日中一時支援での受入れ体制強化

- 【概要】 新型コロナウイルス感染症の発生により、これまで外出していた者が自宅にいるようになっており、地域活動支援センターや日中一時支援での受け入れに対するニーズが発生し得る。このため、新たに支援員の増などの体制強化や消毒などに必要なかかり増し経費を負担する市町村を支援する。
- 【実施主体】 市町村
- 【補助率】 県3／4（国庫2／3）、市町村1／4
- 【補助対象】 地域活動支援センターや日中一時支援における新型コロナウイルスへの対応に係る必要な人件費や消毒液の購入等

II 在宅障がい者等に対する安否確認等の支援

- 【概要】 新型コロナウイルス感染症の発生により在宅生活を強いられている障がい者に対し、相談支援専門員等の専門職による個別訪問等により現状把握を実施し、緊急的な相談の受け付け及び情報提供等を行うための経費を負担する市町村を支援する。
- 【実施主体】 市町村
- 【補助率】 県1／2（国庫10／10）、市町村1／2
- 【補助対象】 障害児者の自宅訪問のための賃金等、レンタカー、ガソリン、損害賠償責任保険、感染防止の物品等

新型コロナウイルス感染症対策（市町村）に対する補助
交付スケジュール（想定）

事業名	5	6	7	8	9	10
1 放課後等デイサービス支援事業 (原単)	○事業概要説明会 (5/13)	○県実施要綱 県交付要綱制定 ○市町村実施要綱案 提示	○市町村実施要綱制定 ○補助金支払い業務 (市町村→事業所)		○交付申請 (市町村→県)	○交付決定 (県→市町村)
	○事業概要説明会 (5/13)	○県実施要綱 県交付要綱制定 ○市町村実施要綱案 提示	○市町村実施要綱制定 ○補助金支払い業務 (市町村→事業所)	現在は5月31日(予定)までの事業が補助の対象となるが、今後、再び県や国の要請等により学校の臨時休校が行われた場合は期間ごとの支払いが行われる。	○交付申請 (市町村→県)	○交付決定 (県→市町村)
2 放課後等デイサービス等 に関する支 援	○事業概要説明会 (5/13)	○県実施要綱 県交付要綱制定 ○市町村実施要綱案 提示	○市町村実施要綱制定 ○補助金支払い業務 (市町村→事業所)		○交付申請 (市町村→県)	○交付決定 (県→市町村)
	○事業概要説明会 (5/13)	○県実施要綱 県交付要綱制定 ○市町村実施要綱案 提示	○市町村実施要綱制定 ○補助金支払い業務 (市町村→事業所)	現在は5月31日(予定)までの事業が補助の対象となるが、今後、再び県や国の要請等により学校の臨時休校が行われた場合は期間ごとの支払いが行われる。	○交付申請 (市町村→県)	○交付決定 (県→市町村)
3 障害児通所支援事業所継続支援 事業(原単)	○事業概要説明会 (5/13)	○県実施要綱 県交付要綱制定 ○市町村実施要綱案 提示	○市町村実施要綱制定 ○補助金支払い業務 (市町村→事業所)		○交付申請 (市町村→県)	○交付決定 (県→市町村)
	○事業概要説明会 (5/13)	○県実施要綱 県交付要綱制定 ○市町村実施要綱案 提示	○市町村実施要綱制定 ○補助金支払い業務 (市町村→事業所)	○市町村実施要綱制定 ○補助金支払い業務 (市町村→事業所)	○交付申請 (市町村→県)	○交付決定 (県→市町村)
障がい者の 在宅生活に 関する支援	○事業概要説明会 (5/13)	○県実施要綱 県交付要綱制定 ○市町村実施要綱案 提示	○市町村実施要綱制定 ○補助金支払い業務 (市町村→事業所)		○交付申請 (市町村→県)	○交付決定 (県→市町村)
	○事業概要説明会 (5/13)	○県実施要綱 県交付要綱制定 ○市町村実施要綱案 提示	○市町村実施要綱制定 ○補助金支払い業務 (市町村→事業所)	○市町村実施要綱制定 ○補助金支払い業務 (市町村→事業所)	○交付申請 (市町村→県)	○交付決定 (県→市町村)

(※)現時点で想定されるスケジュールであり、今後、変更が生じることがあります。

事業名		11	12	1	2	3	4
放課後等デイサービス等に関する支援	1 放課後等デイサービス支援事業 (県単)				○変更交付申請 (市町村→県)	○変更交付決定 (県→市町村) ○実績報告 (市町村→県)3/31	○確定通知 (県→市町村) ○支払(5月) (県→市町村)
	(1)学校の臨時休業により追加的に生じた利用者負担の補助				○変更交付申請 (市町村→県)	○変更交付決定 (県→市町村) ○実績報告 (市町村→県)3/31	○確定通知 (県→市町村) ○支払(5月) (県→市町村)
	2 放課後等デイサービス支援事業(国庫)				○変更交付申請 (市町村→県)	○変更交付決定 (県→市町村) ○実績報告 (市町村→県)3/31	○確定通知 (県→市町村) ○支払(5月) (県→市町村)
障害児通所支援事業(県単)	(2)代替サービスの提供に係る利用者負担の補助				○変更交付申請 (市町村→県)	○変更交付決定 (県→市町村) ○実績報告 (市町村→県)3/31	○確定通知 (県→市町村) ○支払(5月) (県→市町村)
	(3)居宅レスパイトの提供に係る経費への補助	○交付決定 (県→市町村)			○変更交付申請 (市町村→県)	○変更交付決定 (県→市町村) ○実績報告 (市町村→県)3/31	○確定通知 (県→市町村) ○支払(5月) (県→市町村)
	3 障害児通所支援事業所継続支援事業(県単)	○実績報告 (市町村→県)	○確定通知 (県→市町村) ○支払 (県→市町村)				
障がい者の在宅生活に関する支援	在宅障がい者支援事業(国庫)	○交付決定 (県→市町村)			○変更交付申請 (市町村→県)	○変更交付決定 (県→市町村) ○実績報告 (市町村→県)3/31	○確定通知 (県→市町村) ○支払(5月) (県→市町村)

新型コロナウイルス感染症
「緊急事態」総合対策
第二版

- I 感染症拡大防止 人と人の接触低減
- II まん延期に耐えうる医療提供体制の充実・強化
- III 景気経済・生活雇用対策の新設・拡充

令和2年5月5日

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

3 県としての対策

(6) 社会福祉施設等における感染症予防対策の徹底

県で作成した「感染・まん延防止チェックリスト」に基づき、特に重症化しやすい介護等が必要な方が入所する特別養護老人ホーム（182施設）、介護老人保健施設（78施設）、障害者支援施設（46施設）、児童福祉施設（27施設）等に対し、直接、感染・まん延防止の取組み状況の確認・指導を行う。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改正（5月4日）を踏まえ改正した「感染・まん延防止チェックリスト」により、更なる感染防止の徹底を図る。

高齢者・障がい者等が入所する社会福祉施設等における感染拡大防止に向け、多床室の個室化や簡易陰圧装置、換気設備等の設置などの施設改修や備品等の購入にかかる経費の支援、感染が疑われる者が発生した場合の施設内の消毒・洗浄にかかる経費の支援を行うほか、手指消毒用エタノールが不足する施設に対し、県として確保を進める。